

発言集

閉じる

ダウンロード

印刷

文字拡大

文字縮小

石垣市 平成30年 9月 定例会（第5回） 10月15日 - 05号

P.269（名簿）

平成30年 9月 定例会（第5回）

平成30年第5回石垣市議会（定例会）
10月15日（月）
（5日目）

甲第10号証

開議 午前10時01分
散会 午後 4時35分

出席議員

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1	前津 究 君	12	花谷 史郎 君
2	平良 秀之 君	13	内原 英聡 君
3	石川 勇作 君	14	新垣 重雄 君
4	後上里 厚司 君	15	宮良 操 君
5	石垣 達也 君	16	井上 美智子 君
6	米盛 初恵 君	17	長浜 信夫 君
7	東内原 とも子 君	18	砂川 利勝 君
8	長山 家康 君	19	砥板 芳行 君
9	友寄 永三 君	20	我喜屋 隆次 君
10	箕底 用一 君	21	仲間 均 君
11	大濱 明彦 君	22	石垣 亨 君

欠席議員
(なし)

1. 地方自治法第121条の規定による出席者
(初日に同じ)

1. 議会事務局出席者

局 長 名 嘉 昇 君 次 長 宮 良 八十八 君

副主幹兼 高島 尚子 君 議事調査係長 本若 久司 君
庶務係長

主 事 山田 昌平 君 主 事 宮平 義也 君

議 事 日 程 (第5号)

日 程	件 名
第 1	一 般 質 問

本日の会議に付した事件及び処理結果

件名氏名	処理結果（質問事項）
一般質問 石垣 達也君	<p>1. 石垣島から世界へ、世界平和の鐘設置30周年記念事業の取組について</p> <p>(1) 実施まで2か月に迫った現在の進捗状況について</p> <p>(2) 参加国の目標数とその達成度について</p> <p>(3) 各国大使の招聘の目標数とその達成度について</p> <p>(4) 唐人墓での慰霊祭及び記念植樹の実現性について</p> <p>(5) 中国大使の招聘は、もっとも重要な取組になると思われます。それに向けての市長の決意、具体的行動と成果について</p> <p>2. 日本初の国立自然史博物館の石垣島への誘致活動について</p> <p>(1) 平成28年5月、日本学術会議から「国立自然史博物館設立の必要性」と題した提言が発表され、沖縄に誘致に向けた動きが活発化しております。わが石垣市も誘致活動に向けた取組を約束していただきましたが、これまでの誘致活動と成果についてお尋ねいたします。</p> <p>(2) 今後の具体的な取組について</p> <p>(3) 市長の決意と、役割について</p> <p>3. 一流の観光地にふさわしいゴルフ場建設について</p> <p>(1) これまでの取組と、進捗状況について</p> <p>(2) 着工及び完成の時期について</p>

件名氏名	処理結果（質問事項）
一般質問 内原 英聡君	<p>1. 石垣島への陸上自衛隊配備計画に対する石垣市の見解について</p> <p>石垣島への陸上自衛隊配備計画について、石垣市（以下、本市）は2015年11月26日以降、市民に対し、情報を適宜、適切に公開していると言えるか否か本市の見解を伺う。また関連して以下等質問する。</p> <p>(1) 陸上自衛隊配備計画に関する本市の担当部署（窓口、問い合わせ先等）はどこか。</p> <p>(2) 2015年5月以降で防衛省関係者との接触（交渉、打合せ、面会等）回数は何回か。</p> <p>(3) 本市公式ホームページ内の項目「自衛隊関係」ほか、本市はどこでどう市民に対し情報を発信してきたか。</p> <p>(4) 奄美大島・宮古島・与那国島での陸上自衛隊配備の状況や、地域コミュニティや生態系の変容について本市は情報を収集し、市民に発信しているか。</p> <p>2. 特定の目的を持つ団体に本市の中山義隆市長が公費を支出していたことについて</p> <p>各種報道によると、株式会社育鵬社の教科書の採択拡大等を進める日本教育再生機構（八木秀次理事長）に対し、本市の中山義隆市長が参加する教育再生首長会議（市町村長有志、会員131人）は2014年～2017年度、事務局の委託費用として、公費を財源とする計1,200万円以上を支払っていたことが判明した。本件に関連して以下等質問する。</p> <p>(1) 中山義隆市長は教育再生首長会議の事務局が日本教育再生機構であると知っていたか。</p> <p>(2) 教育再生首長会議に対し、本市（中山市長）がこれまで支出した公金の金額を伺う。</p> <p>(3) これに関連して、2017年2月本市が締結した麗澤大学との包括的連携協定について、本市が支出した公金の種類・金額・用途の内訳を伺う。</p>

件名氏名	処理結果（質問事項）
	<p>3. 新県立八重山病院の交通状況（主に路線バスの運行）の課題と市民の負担軽減について</p> <p>報道によると、本年10月1日に開院した新県立八重山病院（篠</p>

一般質問	<p>崎裕子院長)に直接乗り入れる路線バスの運行は本年10月4日時点で存在せず、運行を計画する東運輸株式会社(松原栄松代表取締役社長)は新規路線の開設時期を「年内」としているという。本件に関連して以下等質問する。</p> <p>(1) 本年5月22日開催の第1回石垣市バス対策会議(議長・漢那政弘副市長)以降、本市はこの課題にどう取り組んできたか伺う。第2回開催の有無など。</p> <p>(2) 新県立八重山病院への路線バスの運行が病院開業に間に合わない事実を本市はいつ把握したか。また把握してから今日まで対応策をどう協議しているか。</p> <p>(3) 現時点、新県立八重山病院から最寄のバス停(ショッピングプラザ前)まで約800メートルの距離があり、高齢者をはじめさまざまな「交通弱者」に負担を強いている。このことについて本市の見解を伺う。</p> <p>4. 本市における、児童・生徒の派遣費補助制度の現状と今後について</p> <p>物価上昇や税増額等の影響で実質賃金(市民が実感できる賃金)は近年低下の一途を辿っている。本市でも多くの生活者が困窮状態にある。子育て・教育関連の保護者負担をどう軽減するかも政治・行政の課題である。本件に関連して以下等質問する。</p> <p>(1) 本市における児童・生徒の派遣費補助の担当部署(窓口、問い合わせ先等)はどこか。</p> <p>(2) 児童・生徒の派遣費補助の上限金額はいくらか。またこの上限が決定された年度はいつか。</p> <p>(3) 本市単独または宮古・八重山郡内等で各自治体が連携し、県や国に対し派遣費補助の増額・強化を要請する予定はあるか。</p>
------	---

件名	氏名	処理結果(質問事項)
一般質問	米盛 初恵君	<p>1. 高齢者福祉について</p> <p>(1) 介護ボランティア制度導入の可能性について</p> <p>(2) 認知症カフェの設置・運営について</p> <p>(3) 権利擁護・虐待防止対策について</p> <p>2. 子どもたちの環境づくりについて</p> <p>(1) 子どもの居場所とその実態について</p> <p>(2) 雨天時の遊び場確保について</p> <p>(3) プール使用期間について</p> <p>3. 性の多様性を認め合うまちづくりについて</p> <p>(1) 第3次石垣市男女共同参画計画中間見直し(平成32年)に向けての取組について</p> <p>4. 星空保護区について</p> <p>(1) 星空保護区(暫定)認定後の具体的な取組と今後の課題について</p>
一般質問	宮良 操君	<p>1. 自衛隊基地配備について</p> <p>(1) 自治基本条例の住民投票について</p> <p>(2) 市長のこれまでの対応について</p> <p>2. 白保地区ホテル建設問題について</p> <p>(1) 白保海域の保全・保護について</p> <p>3. 畜産行政について</p> <p>(1) ゲノム育種事業の取組について</p> <p>(2) 八重山郡家畜共進会について</p> <p>ア ヤギの部の設置について</p> <p>(3) 八重山食肉センターの運営・経営について</p> <p>4. 旧西海区水産研究センター石垣支所の取得と活用計画について</p> <p>(1) 石垣市北西部活性化センター整備事業について</p> <p>5. 農業行政について</p> <p>(1) 有害鳥獣対策について</p> <p>6. 新県立八重山病院の交通アクセスについて</p> <p>(1) 離島、北部、西部、中部、東部地区や市内交通アクセスについて</p>

平成30年第5回石垣市議会（定例会）

10月15日（月）

（5日目）

開 議 午前10時01分

P. 333 議長（平良秀之君）

○議長（平良秀之君） 宮良 操君。

P. 333 15番（宮良操君）

◆15番（宮良操君） 2年前の10月9日の新聞の記事です。「条例なしでも実現可能。自治基本条例の住民投票。市が解釈を明示」この一番最後に、「市は、住民投票は市の将来を左右するような重大な事項に関して、市民がみずからの意思を直接表明する権利を保障するもの。この権利をより強く保障するため、市民からの4分の1の連署により住民投票実施の請求があったときは、市議会の議決に付することなく、必ず住民投票を実施するもの」として解説している。これ、市長の見解です。

この見解について、今、聞いているんです。これは、住民投票の分については、各市町村は、もう既に条例つくっているんです、具体条例、常設条例全部つくっているんです、全国。住民投票の分です。その他の部分については、含めて、前津先生の言い分は、「住民投票の部分の基本条例の下に、常設条例、具体条例として備えておくのが好ましいでしょう」と言っているわけです。ほかの市町村全部つくっているんです、この住民投票の分については。なぜなら、発議があるわけですから。

残りのものについては、市民が参画してというような部分の決定するような条文がないわけです。

しかし、住民投票条例の中だけには住民発議があって、住民が石垣市を含めて、住民がそう思うんだと。だから、投票してくれという発議権は、実は、住民投票にしかないわけです、この自治基本条例の中では。だから、常設条例を各市町村全部つくっているんです。

残念なことに、沖縄県で一番石垣市が最初につくったものですから、そのときには、常設条例が欠如しているわけです。ですから、2年前に、私は全国市町村でその条例がないと、住民投票ができませんよという条例になっているので、常設条例をつくったらどうですかと提案したんです。

そのとき部長は、今、大得部長が読んだように、その条例ごとという部分なのか。しかし、後ろの中では、それがなくてもできますという答弁している。市長の分の新聞の記事もそのようになっていくわけです。議会に諮らなくても、住民投票はできますという見解を述べているんです。そのことについて、一体、市民はどう判断すればいい、私たち議員はどう判断すればいいかということ質問しているわけです。

市長が述べるように、義務的に要求、連署で4分の1があったときには、自動的に住民投票を含めて、議会に付することなく提案することができるというように解釈するのか。この新聞の見出しと、その当時の部長の答弁の中でも、なくても基本的に、要するに18歳以上だとか、外人は認めないとかいうような部分を含めてつくって、選挙管理委員会に送致すれば住民投票ができるのかということ聞いているんです。

今、住民投票が、請求があったときに受け付けてすぐ投票に付することができるんですか、それを聞いているんです。

P. 334 議長（平良秀之君）

○議長（平良秀之君） 市長、中山義隆君。

P. 334 市長（中山義隆君）

◎市長（中山義隆君） 住民投票に関しては、石垣市自治基本条例の第28条においては、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる」と規定をされております。

その第28条の4項に、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない」と書いてあるわけです。ならないと、やらなければならないと書いてあるわけです、4分の1以上が集まれば。

当然、そのときの住民投票の内容については、何を問うものか、どういった人を対象とするものか、そういったものは、規定をつくらなければならないと思うんですが、議員がおっしゃっている常設条例をつくれという意味は、大変申しわけないです。私、全く理解ができないと。何を住民投票するかも決まっていなもので、常設条例をつくれというようにおっしゃっているにしか聞こえないものですから、私どもとしては、4項目の、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない」ということで、実施をするというふうに答えさせていただきます。

P. 334 議長（平良秀之君）

○議長（平良秀之君） 宮良 操君。

P. 334 15番（宮良操君）

◆15番（宮良操君） じゃ、今回、4分の1の連署があれば、自動的に議会の議決に付さないで住民投票を実施するというふうに確認していいんですかということです。

なぜなら、先ほど部長が読んだように、「市長は、必要に応じて住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる」と、その前にもあるわけです。だから、どうなんですかという話をしているんです。

一方では、住民投票の請求があった場合には、条例をつくって議会に発議をなさいという項目が第3項にある。第4項は、既定の請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。今、市長が言ったとおりです。条例を制定して実施するのか、それとも連署が4分の1あれば、署名があれば、自動的に、大事なことなんです、今、住民投票。地方自治法でやるのか含めて、自治基本条例でやるのか、4分の1集まるのか、地方自治法で50分の1でいいのかというふうないろんな部分の解釈があるから聞いているんです。イエスかノーかで聞いて、わかりませんか。4分の1の請求があったら自動的に提案しますか。

P. 334 議長（平良秀之君）

○議長（平良秀之君） 企画部長、大得英信君。

P. 334 企画部長（大得英信君）

◎企画部長（大得英信君） 地方自治法と関係なく、石垣市に自治基本条例がございます。ですから、自治基本条例に基づく住民直接請求によります請求権につきましては、4分の1の有権者の4分の1の署名がございましたら、市長としては、提案することが義務づけられております、基本条例におきまして。地方自治法とは別です。

市長は、4分の1が成立をしているのであれば、市長みずからは、その条例の発案においては、実施をする意図を持って市議会の議決をいただくということになります。予算をつけるということになりますので、地方自治法上の問題と、自治基本条例の問題につきましては、その4分の1、あるいは50分の1、内容等に若干数字等の制約は違いますが、実は、趣旨、方向につきましては、条例がなければ、その地方自治法の内容が準用されるということになってまいります。

しかし、石垣市の考え方といたしましては、その常設条例というよりは、その都度都度の条例の制定が必要だと考えております、基本的には。この案件ごと、その案件ごとです。ということで、基本条例に基づく事務細則にかかわる規則の制定によりまして、むしろ規則による手続上の事務作業を行うほうが、むしろ議員提案の常設よりはフットワークが軽く、その住民投票の要求に即対応できるのが、規則改正に伴う運用だと思っています。

条例になりましたら、議会を招集し、提案をし、その内容等につきましても細かい審査をしていくという作業におきましては、基本条例、自治基本条例と規則による運用のほうが、むしろスピード感は維持されるものだと思っています。